

# 念 書

私は、本書面記載の施設等への出入り禁止に関して、以下のとおり厳守することを誓約します。

## 第1条（当事者および対象施設）

1 本念書の当事者は、以下のとおりとする。

（1）施設側（以下「甲」という。）

名称：〔店舗・会社名など〕

所在地：〔所在地〕

（2）誓約者（以下「乙」という。）

住所：〔乙の住所〕

氏名：〔乙の氏名〕

2 本念書の対象となる施設・場所は、次のとおりとする。

（1）〔店舗名・ビル名・敷地等〕

（2）甲が運営または管理する関連施設一切

## 第2条（出入り禁止の内容）

1 乙は、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日以降、甲が管理する前条記載の施設に対し、次の行為を行わない。

（1）施設への立入り、滞在

（2）施設周辺での待ち伏せ、つきまとい行為

（3）甲の役職員、利用者、取引先等への直接の訪問、押しかけ、執拗な接触

2 やむを得ない事情により施設へ立ち入る必要が生じた場合、乙は事前に甲の書面またはメールによる承諾を得るものとする。

### 第3条（禁止行為の範囲）

- 1 乙は、次の各号に掲げる行為を行わない。
  - （1）大声、威圧的言動、暴力行為、器物損壊等の迷惑行為
  - （2）電話・メール・SNS等を用いた、甲または関係者への執拗な連絡や誹謗中傷
  - （3）甲の名誉や信用を不当におとしめる行為
  - （4）その他、甲または利用者等に不安・恐怖・著しい迷惑を与える行為

### 第4条（違反時の措置）

- 1 乙が本念書に違反した場合、甲は、次の措置をとり得ることについて乙の同意を得たものとする。
  - （1）乙に対する退去要請・出入り禁止の再通知
  - （2）必要に応じた警察・関係機関への通報
  - （3）乙の行為により甲または関係者に生じた損害についての損害賠償請求
- 2 前項の損害には、施設の修繕費、休業損失、弁護士費用その他合理的な費用を含むものとする。

### 第5条（有効期間）

- 1 本念書による出入り禁止・行為禁止の効力は、原則として〔○年間／期限の定めなし〕とする。
- 2 有効期間の延長・短縮その他の取扱いについて必要が生じた場合、甲乙は別途協議のうえ決定する。

### 第6条（その他）

- 1 本念書は、甲乙の自由な意思に基づき作成されたものであり、乙は内容を十分理解のうえ署名押印する。

以上、本念書作成の証として、本書2通を作成し、甲乙が各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（施設側）

名称：

代表者名：

⑨

乙（誓約者）

住所：

氏名：

⑨